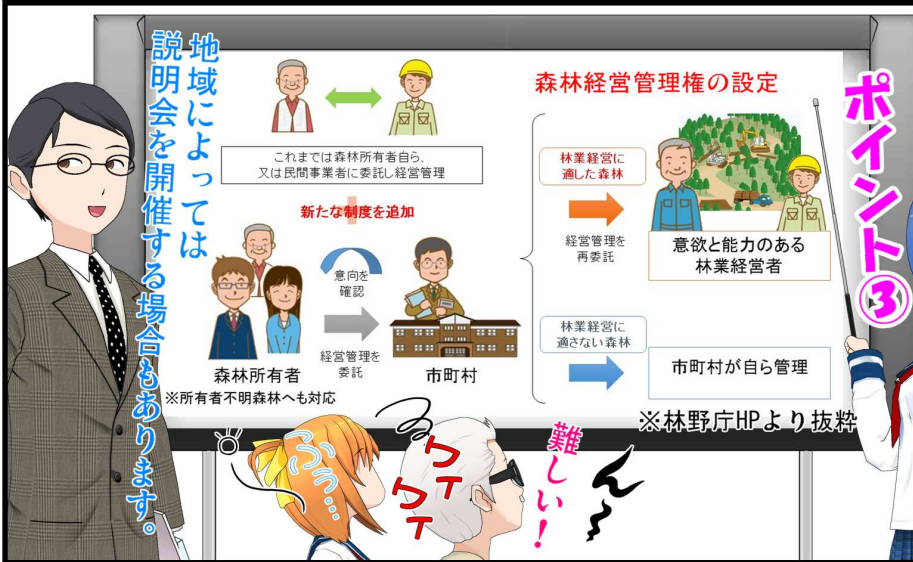
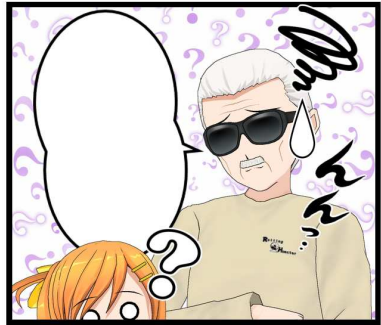




※市町村では、森林所有者に法の趣旨等を十分に説明する必要があります。



市町村は、森林所有者から委託の申出等があった森林は、経営管理権を取得して委託を受けます。管理権を取得した森林の内、経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」へ再委託し、その他の森林は、市町村が自ら事業を実施します。

多くの市町村では、林業専門の職員がいないため、理想的な森林の管理経営ができない場合もあります。

整備の時期は？  
方法はどうする？  
販売価格は？

※木材の販売収益は、今後の保育経費等を差引く余った場合は所有者に還元されることもあります。

当該森林のみでは事業を実施しても経営の効率化及び森林管理の適正化が図られない場合、森林経営管理権を設定しない場合もあります。

一定のまとまりが必要

市町村で委託される場合は、次の点にも留意願います。



そうなんだけど、知ってるどころ無いし、知識もないし、

自分の意思では伐れない！思った山づくりとは違う！

こんなんだったの？  
うざだろ？

所有者の思い描く山づくりにならないかも知れませんがね。